

熊本県立阿蘇中央高等学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめほどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、いじめを許さない学校づくり・学年づくり・学級づくりを行うとともに、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒の立場に立って「最後まで必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取組んできた。

しかし、毎年多くのいじめが認知され、深刻化している現状があり、本校でもいじめに対する取組みをさらに強化し、かつ組織的に行っていく必要に迫られている。

熊本県立阿蘇中央高等学校「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づくとともに、法第11条1項の規定に基づき策定された「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）と法第12条を受けて策定された「熊本県いじめ基本方針」（以下「県の基本方針」という）を参酌し、本校の実情に応じて、いじめ防止等の基本的な方針を定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。したがっていじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、すべての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを、生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 学校の基本方針の内容

学校の基本方針は、いじめ問題への対策を学校全体で進め、いじめ防止、早期発見、素早く的確な対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものとするため、法により

規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするためのものである。

また、学校の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が体系的かつ計画的に行われるためのものである。

学校の基本方針の実現のためには、職員の中に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（本校では「いじめ防止対策会議」と称する。）を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

<具体的ないじめの態様の例>

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

いじめから一人でも多くの生徒たちを救うためには、職員も生徒も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、人権に関わる重大な心豊か問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも、起こりうるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

それに加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりす

る存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

（１）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周到にどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることが未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について県民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての職員が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。また、いじめは職員の目につきにくい

時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持ち、生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、本校では直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等との連携が求められる。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、すべての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが期待される。

また、より多くの職員が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめ問題の対応においては、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や教育委員会関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において、積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、あるいは、地方法務局等、学校以外の相談窓口があることについても生徒へ適切に周知したりするなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、県の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定める。

本校の基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容である。

その具体的な内容として、いじめの防止の観点からは、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。また、校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具体的に定めるとともに、これらを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組や、これらに関する年間を通じた取組計画を定める。加えて、より実効性の高い取組を維持するため、本校の実情に照らして適切に機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、PDCAサイクルに基づき必要に応じて見直していく。本校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域住民の参画を求め、地域を巻き込んだ学校基本方針になるよう配慮することが、本校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくうえで有効である。また、生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、本校基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を求める。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開し、保護者や地域住民等が確認できるようにする。